

議案第 4 号

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で常勤のものゝ給与に関して、国家公務員
の指定職に準じた給与改定を実施すること及び給料月額を改定することに伴い、こ
の条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

別表町長の項中「901,000円」を「926,000円」に改め、同表副町長の項中「720,000円」を「740,000円」に改め、同表教育長の項中「675,000円」を「694,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新		旧	
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>		<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	926,000円	町長	901,000円
副町長	740,000円	副町長	720,000円
教育長	694,000円	教育長	675,000円

改正要旨

1 改正の趣旨

国家公務員の指定職の給与改定に準じた改正及び令和8年2月18日開催の行政経営審議会の答申による給料月額の改定を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 期末手当の支給割合

令和7年人事院勧告により、期末手当を0.05月分引き上げ、支給割合を3.5月（現行3.45月）に改定します。

	6月期	12月期	計
令和7年度	1.725月	<u>1.775月</u> （現行1.725月）	3.5月
令和8年度	<u>1.75月</u>	<u>1.75月</u>	3.5月

※国の指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の合計月数を準用

(2) 給料月額の改定

	給料月額	
	現 行	改定案
町 長	901,000円	926,000円
副町長	720,000円	740,000円
教育長	675,000円	694,000円

・町長の給料月額

部長級職員の最高号給月額（7級45号給 463,000円）の2倍

・副町長の給料月額

町長の給料月額に80%を乗じた額

・教育長の給料月額

町長の給料月額に75%を乗じた額

3 施行期日

第1条の規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

第2条の規定は、令和8年4月1日から施行します。